

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
(株) 建築工房	札幌市中央区大通西15-2-8

2 指名停止期間

測量・設計（建設コンサルタント）

平成25年 9月27日 ~ 平成25年11月26日（2ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

(株) 建築工房は、留萌開発建設部発注の「留萌開発建設部管内除雪ステーション外耐震改修設計その他業務」の入札において、調査基準価格を下回る価格で最低価格入札者となり、低入札価格調査を行おうとしたところ同調査を拒否した。このことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

参 考

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について（抜粋）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 措置要件 (不正又は不誠実な行為)	期 間
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

【問い合わせ先】

北海道森林管理局 経理課

直 通：011-622-5214

担当者：主計係（内線307）